

令和3年度事業計画

I 基本方針

当協会は、内閣府に提出いたしました公益目的支出計画に基づき、公益性の高い調査研究事業を継続して実施いたします。

共済制度の加入推進事業につきましては、小規模企業共済・中小企業倒産防止共済制度の普及及び加入推進を共済業務復託団体及び関係機関と連携し積極的に進めてゆきます。

また、継続的かつ効率的に事業運営が行えるよう組織の見直しを検討しつつ、これまでどおり健全な運営に努めてまいります。

新型コロナウイルスの感染状況により事業計画の実行に影響を及ぼす可能性があります。従業員及び関係者等の安全に十分配慮して業務を円滑に遂行できるよう努力いたします。

II 事業計画の内容

1. 基本財産の運用

基本財産 340,000 千円については、安全な金融商品にて運用を行います。

2. 賛助会員の加入

賛助会員の増強及び情報提供等サービスの強化に努めます。

3. 事 業

(1) 調査研究事業

① 「企業倒産調査月報」の作成

日本国内の企業倒産について、民間調査機関では扱っていない負債額1千万円未満の小口倒産を含む情報の収集を行い、その調査結果を数値的統計としてまとめた月次報告書を「調査研究事業ポータルサイト」に掲載して広く活用できるように情報提供します。

② 「企業倒産調査年報」の作成

2020年度の倒産企業データを基に、検討会を設置し倒産傾向の分析を中心に調査研究を行い、その取りまとめ成果を報告書にまとめて関係機関に配布します。

また、当協会のホームページの「調査研究事業ポータルサイト」に掲載して広く活用できるように情報提供します。

③ 「企業の休廃業・解散統計」に係る準備調査

東京商工リサーチの調査によると2020年の企業倒産は最も少なかった1990年（8,364件）に次いで2番目に少ない8,403件という低水準で推移する一方、休廃業・解散企業の数も5万件に迫り同社の調査開始以来の最多を記録するという対照的な動きを示しており、わが国の中小企業の活動状況を知る為には企業倒産動向の調査だけでは不十分であると思われます。

企業倒産と同様に休廃業や企業の解散は社会や産業の構造転換によっても生じることから、その増減が必ずしもわが国の経済活動全体の盛衰を表すものではありません。また、前述のとおり企業倒産と休廃業・解散の動向は必ずしも一致していません。

したがって、企業倒産と休廃業・解散の両面から分析・検証することによってわが国の中小企業を取り巻く環境の変化をより正確に把握する事が可能になると考えられることから、本年度は、本調査に係るデータ収集や関係機関へのヒアリングなどを行い、今後、本調査の継続の有効性について検討会を設置して検証いたします。

④ 「企業倒産調査年報」の英語版の作成

「企業倒産調査年報」の英語版の報告書を作成して関係機関に配布します。

また、当協会のホームページの「調査研究事業ポータルサイト」にも掲載して広く活用できるように情報提供します。

⑤ 研究成果のデータ提供

調査研究事業の成果は、中小企業の健全な発展・振興に寄与すべく中小企業者、中小企業支援機関などに「調査研究事業ポータルサイト」を通じて提供します。

また、倒産企業データは、要望に応じた切り口で集計したデータの提供にも対応します。

⑥ 「タイ・プラスワンの現状と可能性（ミャンマー編）」に係る調査研究

令和2年度に計画していた「タイ・プラスワンの現状と可能性（ミャンマー編）」と題して、我が国の中小企業者が海外進出の足掛かりとしてタイ王国のリソースを活用し、ASEAN 諸国へ事業を展開するうえで、今最も注目されているミャンマーに焦点をあて調査研究を実施する計画でしたが、新型コロナウイルスの感染拡大により実施することができなかつたため本年度に繰り越して実施いたします。

調査体制は、国土舘大学助川成也教授を主査とする研究会を設置し、タイ王国在東京大使館、タイ王国工業省、駐日ミャンマー連邦共和国大使館などの協力をいただき、令和3年度に基礎調査を行い令和4年度に報告書を作成します。

なお、本調査につきましては、新型コロナウイルスの感染状況、また、ミャンマー国内情勢により調査の実施が困難な場合がありますが、現段階において、「アジア新世代ビジネス展望」に続く有益な事業であることから、具体的な調査研究方法を十分に検証して実施したいと考えています。

⑦ 「アジア新世代ビジネス展望」に係る調査研究成果の普及

令和2年度に計画していた「アジア新世代ビジネスの展望」の調査結果を本調査に関心がある中小企業経営者などに成果普及を実施する計画でしたが、新型コロナウイルスの感染拡大により実施することができなかつたため、本年度に繰り越して実施いたします。

なお、本事業につきましても、新型コロナウイルスの感染状況により実施が困難な場合がありますが、具体的な成果普及方法を十分に検証して実施したいと考えています。

(2) 共済制度の加入推進事業

① 復託団体との連携

新規共済業務復託団体の開拓のほか、共済業務復託団体及び関係機関と連携して小規模企業共済と中小企業倒産防止共済制度共済の普及・加入推進を積極的に実施して行きます。

② 小規模企業共済事業に係るインターネットを利用した共済契約申込書作成支援ツールによる加入促進

「小規模企業共済事業に係るインターネットを利用した共済契約申込書作成支援ツール」を周知するための前年度に引き続き広報活動に力点を置き、同ツールを積極的に活用した小規模企業共済制度の加入促進を図ります。

なお、本支援ツールの活用対象者としては、フリーランス（注）や創業間もない事業者を加入対象者と捉え、加入促進を図ります。

（注）フリーランスは必ずしも明確な定義はなく「小規模企業白書」（中小企業庁）では以下のように定義している。

特定の組織に属さず、かつ、常時雇用する従業員がおらず、事業者本人が技術や技能を提供することで成り立つ事業を営み、自分で営んでいる事業が「フリーランス」であると認識している事業者。

（例）デザイナー、システムコンサルタント、ソフトウェア作成者、著述家（小説家、脚本家、評論家、コピーライターなど）、翻訳家、建築技術者、土木・測量技術者、記者、編集者、個人教師（音楽、舞踏、スポーツ、学習指導。

茶道、華道、書道など）、マンガ家、アニメーター、イラストレーター、写真家、映像撮影者、音楽家、演出家、俳優など